

新たに地域に必要な在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む事業者を募集します！！

【令和8年度(2026年度)高齢者を支える地域活動支援事業】

1 事業の目的

過疎化・少子高齢化の進行や担い手の減少により、高齢者の生活を支える地域資源が乏しく、採算性・効率性の観点から新規開発が進まない地域において、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して生活を継続することができるよう、新たに地域の実情に応じた在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む事業者を支援します。

2 事業の実施主体

高齢者を対象とした在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む事業者（介護事業者・社会福祉法人・社会福祉協議会・地域自治会・NPO等）で、次の要件を全て満たす者としてします。

- ①補助対象となる事業を着実に実行できる組織体制が熊本県内にあること
- ②宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者、暴力団または暴力団員の統制下にある事業者でないこと
- ③適切な事業運営が確保できると認められる事業者で、事業実施にあたり市町村と連携した取り組みが期待できる事業者であること

3 事業の対象地域

補助対象となる地域は、離島振興法や山村振興法等に規定されている中山間地域及びその他市町村が認めた地域とします。

※詳しくは各市町村にお尋ねください。

4 在宅サービス拠点や生活支援サービスの具体例

◆在宅サービス拠点

小規模多機能型居宅介護、グループホーム、ケアハウス、夜間対応型サービス、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション等の在宅サービス事業所や出張所（サテライト事業所等）

◆生活支援サービス

配食サービス、外出支援、住民による支え合い活動、住民交流拠点の整備等

【過去の事業実施例】

- ◇有事・災害時に速やかに行動できる体制や地域住民の交流の場づくり
- ◇移動購買車を導入し、買い物弱者への支援を行うとともに、巡回地域における見守りを実施
- ◇認知症への理解と対応を深めるために、認知症カフェを開催

5 補助対象経費及び補助額

補助項目	対象経費	補助率	補助額	補助対象期間
施設整備費	<p>在宅サービス拠点、生活支援サービスの提供体制の整備などに要する経費</p> <p>《例》①事務所改装費 ②備品等購入費等 (送迎車、パソコン、事務机、什器など含む)</p> <p>《注意》施工業者、購入業者の選定にあたっては、複数の見積書等を徴すなど、適正な執行に努めること。</p>	1/2以内	10万円以上 150万円以内	交付決定を受けた日又は交付決定前着手承認の日から令和9年(2027年)3月31日まで
運営費	<p>サービス立上げ後、経営安定に必要な運営費</p> <p>・当補助金を収入に含めた上で、月ごとの収支を計算し、収支差がプラスにならない範囲で補助する。</p>	10/10	1月あたり10万円以内、 最大6か月	交付決定を受けた日の属する年度中

6 申請

① 申請書の提出方法

補助金の交付を希望される事業者は、**事前に市町村の介護保険担当課と協議のうえ、令和8年(2026年)6月22日(月曜日)までに、熊本県のホームページに記載している必要書類を市町村の介護保険担当課に提出してください。**

② 問合せ先

熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
電話：096-333-2211 FAX：096-384-5052